

平成24年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

教育委員会

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
教育総務課	滋賀県立学校機械警備業務委託	県立学校の機械警備	平成24年4月1日	セコム株式会社	14,793,660	警備機器が業者ごとに異なるため、現業者以外では、機器撤去工事費が必要となり、競争入札に付する方が不利であるため。	2号	3イ
文化財保護課	滋賀県立琵琶湖文化館管理委託	滋賀県立琵琶湖文化館管理業務(休館後の収蔵機能の維持管理、他の公立博物館等での公開展示支援、普及啓発事業等)	平成24年4月1日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	21,845,250	滋賀県文化財保護協会は、県下の歴史上、芸術上または学術上価値の高い文化的所産の調査・研究・保護・活用を目的に設立された団体であり、滋賀県立琵琶湖文化館、滋賀県埋蔵文化財センター、滋賀県立安土城考古博物館などの文化財関係施設等を管理してきた実績を有している。琵琶湖文化館の7,800点を超える国宝や重要文化財を含む美術工芸品を取り扱うことができ、収蔵状況を熟知している学芸員は当該協会に所属している。 従って、滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2号	3イ
文化財保護課	近江の神と仏の「美」発信展覧会開催事業委託	琵琶湖文化館の収蔵品を中心とした仏教美術等の展覧会の開催と関連事業として写真パネル展の実施	平成24年4月1日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	7,909,650	近江の神と仏の「美」発信展覧会開催事業は、琵琶湖文化館の収蔵品を中心とした仏教美術等の展覧会と、関連事業として写真パネル展を開催するものである。琵琶湖文化館の7800点を超える国宝や重要文化財を含む美術工芸品を熟知し、取り扱うことができる学芸員は滋賀県文化財保護協会に所属している。 従って、滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2号	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
文化財保護課	滋賀県埋蔵文化財センター管理運営委託	滋賀県埋蔵文化財センター管理運営業務	平成24年4月1日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	29,066,100	滋賀県埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財の保存・活用・調査・研究・資料収集および整理・収蔵および保管・啓発を所掌する機関である。 他方、滋賀県文化財保護協会は、県下の歴史上、芸術上または学術上価値の高い文化的所産の調査・研究・保護・活用を目的に設立された団体である。 協会は県が実施主体となる埋蔵文化財発掘調査の大部分を受託しており、センターの業務である発掘調査による出土遺物の保存・活用において双方の機関の一体的な運営が効率的である。従って滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(塩津港遺跡)発掘調査業務	埋蔵文化財(塩津港遺跡)発掘調査委託	平成24年4月1日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	11,896,500	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、公益財団法人滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(横江遺跡ほか)発掘調査業務	埋蔵文化財(横江遺跡ほか)発掘調査委託	平成24年4月1日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	12,454,050	同上	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(沢尻遺跡)発掘調査業務	埋蔵文化財(沢尻遺跡)発掘調査委託	平成24年4月2日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	19,848,150	同上	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(上御殿遺跡)発掘調査業務	埋蔵文化財(上御殿遺跡)発掘調査委託	平成24年4月6日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	29,141,700	同上	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(下長・横江遺跡)整理調査業務	埋蔵文化財(下長・横江遺跡)整理調査委託	平成24年4月9日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	7,230,300	同上	2号	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
文化財保護課	琵琶湖開発関連遺跡整理業務委託	琵琶湖開発関連遺跡整理調査委託	平成24年4月9日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	48,592,950	同上	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(松原内湖遺跡(下水道))発掘調査業務	埋蔵文化財(松原内湖遺跡(下水道))発掘調査委託	平成24年4月16日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	48,108,900	同上	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(塩津港遺跡(国道))発掘調査業務	埋蔵文化財(塩津港遺跡(国道))発掘調査委託	平成24年4月23日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	8,590,050	同上	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(天神畑・上御殿遺跡)整理調査業務	埋蔵文化財(天神畑・上御殿遺跡)整理調査委託	平成24年5月1日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	9,775,500	同上	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(相谷熊谷遺跡)整理調査業務	埋蔵文化財(相谷熊谷遺跡)整理調査委託	平成24年5月7日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	9,868,950	同上	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(六反田・佐和山城遺跡)整理調査業務	埋蔵文化財(六反田・佐和山城遺跡)整理調査委託	平成24年5月7日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	28,737,450	同上	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(下羽田遺跡)整理調査業務	埋蔵文化財(下羽田遺跡)整理調査委託	平成24年5月7日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	5,386,500	同上	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(清滝寺・能仁寺遺跡)整理調査業務	埋蔵文化財(清滝寺・能仁寺遺跡)整理調査委託	平成24年5月7日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	6,463,800	同上	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(松原内湖遺跡(国道))発掘調査業務	埋蔵文化財(松原内湖遺跡(国道))発掘調査委託	平成24年5月16日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	24,782,100	同上	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(堤ヶ谷遺跡)発掘調査業務	埋蔵文化財(堤ヶ谷遺跡)発掘調査委託	平成24年5月21日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	50,342,250	同上	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(蛭子田遺跡(県分))整理調査業務	埋蔵文化財(蛭子田遺跡(県分))整理調査委託	平成24年6月1日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	19,091,100	同上	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(蛭子田遺跡(ネクスコ))整理調査業務	埋蔵文化財(蛭子田遺跡(ネクスコ))整理調査委託	平成24年6月1日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	39,388,650	同上	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(入江内湖遺跡)整理調査業務	埋蔵文化財(入江内湖遺跡)整理調査委託	平成24年6月1日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	7,891,800	同上	2号	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
文化財保護課	埋蔵文化財(島遺跡)発掘調査業務	埋蔵文化財(島遺跡)発掘調査委託	平成24年6月13日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	11,988,900	同上	2号	3イ
びわ湖フローティングスクール	運航管理委託	学習船「うみのこ」の運航・管理業務	平成24年4月1日	琵琶湖汽船株式会社	149,473,053	委託先が次の条件を満たす唯一の業者であるため。 ・北湖、南湖を含む琵琶湖一円での大型船の運航実績を有する。 ・寄港地活動や乗下船を行うための棧橋を琵琶湖一円に保有している。 ・「うみのこ」の母港である大津港に本社を有し、荒天時や緊急時に際して当所と迅速かつ緊密な連絡、連携が可能である。	2号	3イ
びわ湖フローティングスクール	給食業務委託	学習船「うみのこ」船内での給食提供業務	平成24年4月1日	琵琶湖汽船株式会社	43,840,125	委託先が次の条件を満たす唯一の業者であるため。 ・運航委託業者と同一で船内事情を熟知し、年間を通して船内宿泊勤務が可能な体制をもっている。 ・「うみのこ」の母港である大津港に近接して陸上施設を有し、物資の搬入搬出、残飯やゴミ処理が迅速に行える。 ・「うみのこ」の母港である大津港に本社を有し、荒天時や緊急時に際して当所と迅速かつ緊密な連絡、連携が可能である。	2号	3イ